

- この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
- この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
- この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。